

令和4年度 恵庭市内通学路合同点検結果

	校区	路線名	危険箇所・住所	地図番号	危険内容	要望	合同点検において、現状を確認し具体的な対策を提案	事業主体
1	恵庭小	漁町恵庭線×市役所通線交差点	漁町	①	当該交差点の焼き鳥販売店から対面のアパート側へ渡る方向の歩行者信号機が未設置。令和2年度から信号機設置を要望している。	歩行者用信号機の早期設置。	〔現状〕 □歩行者用信号機設置スペースが確保できない。 □公安として要望は受けているが、設置は未定。 〔対策〕 ■信号機設置要望を継続する。 ■同交差点内で設置済の歩行者信号機を使用して横断できるよう、通学路の変更を検討する。 ■同交差点を利用する児童生徒への交通安全指導。	公安 校 市教委
2	和光小	柏木戸磯通（和光橋～エルム公園方面）	和光町5丁目	②	基線通跨線橋の工事に伴い、同路線を迂回路として使用する車両が増加し、危険である。	和光橋から戸磯工業団地通間において、児童の通学路であることを周知する標識等の設置。該当箇所の地域ボランティア等による見守り。	〔現状〕 □注意喚起を促す表示が相当数設置されている。 〔対策〕 ■当該路線は9月中旬に、制限速度が40kmに減速され、「制限速度40kmの標識」を設置した。 ■注意喚起を促す標示看板が色あせているものもあるので、交換を検討する。 ■歩道を歩行するなど、児童生徒への交通安全指導。	公安 生活環境 学 校 市教委
3	柏陽中	柏木戸磯通	柏陽町3丁目	③	カラスの威嚇行為（威嚇的鳴き声、威嚇飛行）。	適切な時期の現地確認、巢の駆除または樹木の伐採。	〔現状〕 □付近の雑木林は私有地であり、樹木の伐採などは難しい。 □道路を覆うように枝を伸ばしている街路樹がある。 □カラスの威嚇行為に対しては、帽子の着用、傘の使用といった自衛手段に頼らざるを得ない。 〔対策〕 ■街路樹は町内会からの要望もあり、10月下旬から11月上旬に剪定予定。 ■児童生徒への注意喚起（自衛手段を含む）。	建設部 学 校 市教委
4	島松小	南20号島松線および西島松通	寿町1丁目	④	南20号踏切～江別恵庭線間の路上に大型車両が停まっていることがあり、その際見通しが悪い。	現状を把握してほしい。	〔現状〕 □付近には事業所や倉庫があり、大型車の停車がある。 □南20号踏切は幅が狭く歩道はない。 □西島松通は歩道がなく、歩道の設置予定はない。 □付近の宅地造成の完了後、通学する児童生徒の増加が見込まれる。 〔対策〕 ■宅地造成による児童生徒の増加に伴い、踏切の横断や右側歩行、大型車の陰からの飛び出しなど児童生徒への交通安全指導の徹底。	学 校 市教委
5	恵み野旭小	恵み野6号線	恵み野北1・3丁目	⑤	路面の白線表示が消えかけている。	路面の白線表示を再塗装してほしい。	〔現状〕 □横断歩道や道路の外側線の白線表示が薄くなり、見えにくくなっている。 〔対策〕 ■外側線の白線表示の塗布は、9月に実施完了した。 ■白線表示の薄い横断歩道については順次塗装する。恵み野7号線と恵み野6号線の交差点の横断歩道は再塗装を完了した。	公安 建設部
6	恵庭小	中島線恵庭自動車学校付近	黄金北2丁目	⑥	登校時刻に中島線を通行する車両が多い。一時停止表示がなく、跨線橋の橋梁のため見通しも悪い。	車両の通行状況を見ていただき、停止線等の設置をお願いしたい。	〔現状〕 □道路法線の変更や道路改良、信号機の設置が望ましいが、難しい。 〔対策〕 ■交差点の手前に表示物の設置（恵庭自動車学校の反対側）を検討する。 ■横断時の左右確認など児童生徒への交通安全指導。	生活環境 学 校 市教委
7	恵明中	黄金中島通×恵庭北20号線	黄金北4丁目1-15	⑦	歩行者用の信号がなく、渡りにくい。	通学路としている人数が多い。車通りも多いことから危険と判断し、点検が必要と考える。	〔現状〕 □直近に信号機付きの交差点があるので、信号機の設置は難しい。 □恵庭北20号線には、停止線がある。 〔対策〕 ■一時停止線の後方から車両に注意を促す表示物の設置を検討する。 ■児童生徒への交通安全指導。	生活環境 学 校 市教委
8	和光小	南26号線 ローソンからセイコーマート間	黄金中央2丁目と黄金南3丁目	⑧	南26号線の黄金中央2丁目と黄金南3丁目間に横断歩道等がなく、児童だけではなく地域住民の横断が横行している。そのため危険な横断をする児童に対して指導する必要性が絶えない。	新たな横断歩道などの新設や通行する車両に対して注意喚起をする標識等の設置及び地域ボランティア等による見守りが必要である。	〔現状〕 □当該箇所については、道路横断は禁止されておらず、道路横断者に対して横断を禁ずる表示物は設置できない。また、通行車両に対しては横断者がいる旨の表示物を既に設置している。 □多くの人が横断しなければならない施設、バス停、大店舗などがないため、横断歩道の設置は難しい。 〔対策〕 ■児童生徒に対して信号のある交差点を渡る現在の通学路を遵守する指導。	学 校 市教委
9	和光小	J R 仮設歩道橋	和光町3丁目	⑨	冬季間、走って通行する、夏季間、自転車に乗ったまま通行するなど、児童の歩道橋の利用の仕方について、地域住民から苦情の電話を受けることが多い。歩道橋の利用の仕方について周知が必要である。（地域住民の利用の仕方も同様に課題）	児童の登下校時だけでなく、放課後や土日などの地域住民の利用の仕方に課題が見られることから、正しい利用や危険を周知する表示を設置することや地域ボランティアなどによる見守りが必要である。	〔現状〕 □自転車の走行禁止を示す表示がある。 □大人が自転車に乗ったまま走行するケースも確認されている。 〔対策〕 ■「自転車禁止」の掲示物「A4」を「A3」に拡大し、掲示物の数も増やした。 ■仮設歩道橋の利用の仕方について児童生徒への安全指導。	建設部 学 校 市教委